

A I チップ開発サテライト拠点計算サーバ導入契約書（案）

物品の売買及び設定作業に関し、発注者「公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団」（以下「甲」という。）と受注者「〇〇〇〇株式会社」（以下「乙」という。）との間に下記のとおり A I チップ開発サテライト拠点計算サーバの導入に関する契約を締結する。

（契約の内容）

第 1 条 乙は、別添仕様書に掲げる物品及びソフトウェアライセンス（以下「物品等」という。）を調達し、別添仕様書に掲げる設定作業等（以下「本件業務」という。）を実施した上で、甲に物品等及び本件業務に係る書類で別添仕様書に定めるもの（以下「成果物」という。）を納入するものとする。

（契約金額等）

第 2 条 甲は、前条に対する契約金額として金 ， ， 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ， 円）を乙に支払うものとする。

2 物品等及び成果物の数量、規格、契約履行の場所等は別添仕様書のとおりとする。

（履行期限）

第 3 条 物品等及び成果物の納入期限（以下「納期」という。）は、平成 3 1 年 2 月 2 8 日までとする。

（検査）

第 4 条 乙が物品等及び成果物を契約履行の場所に納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知し、納入しなければならない。

2 甲は、前項の納入後 5 営業日（以下「検査期間」という）以内に物品等、成果物及び本件業務について検査を行うものとし、検査期間内に可否につき通知する。甲は、検査合格の場合には、当該通知の日から 14 営業日以内に、検査合格を証する書面を作成し乙に対し通知するものとする。又、検査不合格の場合には乙に対し不合格の理由及び内容を検査期間内に通知するものとする。甲が乙に対し、可否について本項に定める通知をしなかった場合には、物品等、成果物及び本件業務は検査に合格したものとみなすものとする。

（代金の支払い）

第 5 条 乙は、前条 2 項の検査に合格したとき、又は合格したとみなされた時は、請求書により売買代金の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から 3 0 日以内に銀行振込又は口座振替により乙に支払わなければならない。

（再委託）

第 6 条 乙は、本件業務の全部又は一部を、甲による事前の承諾を得た場合は、第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、当該再委託先との間の契約において、この契約に基づく乙の義務と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとする。なお、本条により本件業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合においても、乙はこの契約に基づく自己の義務を免れるものではない。

(納期の延期)

第7条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めるときは、納期の延期をすることができる。

(瑕疵担保責任)

第8条 物品等又は成果物の検査合格の日又は検査合格とみなされた日から30日以内（物品等に添付する保証書等に別途保証期間が定められている場合は、物品等については当該定めを優先するものとする。）に、甲が物品等又は成果物の隠れたる瑕疵を発見し、乙に書面で通知した場合、乙は無償で物品等又は成果物の補修、交換を行うものとする。ただし、当該瑕疵の原因が以下各号に起因する場合には、この限りではない。

- (1) 甲が物品等又は成果物を改変したこと
- (2) 甲が物品等又は成果物を乙が指定しない他の製品等と組み合わせたこと
- (3) 甲が物品等又は成果物について仕様書等に定める諸条件に従った適正な使用方法を逸脱したこと
- (4) その他甲の責に帰すべき事由に起因すること

2 本条は、物品等、成果物及び本件業務についての保証のすべてを規定したものとする。甲は、別途甲乙協議して書面により保守契約を締結した場合に限り、当該保守契約に定める範囲内で乙から保守業務の提供を受けることができるものとする。

(第三者の権利侵害)

第9条 物品等又は成果物が第三者の権利を侵害することを理由として、当該第三者から何らかの請求、異議等が甲に対して申し立てられた場合は、甲が以下各号で定める要件を全て充足することを条件として、乙は自らの責任と費用でその解決を図るものとする。

- (1) 乙に対して当該異議等の事実を書面により遅滞なく通知すること
- (2) 乙に対して当該異議等の解決について必要な権利を与えること
- (3) 当該異議等の解決において乙の求めに応じて協力すること

2 前項に定める第三者の権利侵害が甲の責に帰すべき事由により生じた場合は、乙は本条に定める一切の責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、この契約に関連して相手方から開示された情報のうち、書面等の有形媒体にて開示される場合は当該媒体に秘密である旨の表記がされた情報、口頭などの無形媒体にて開示される場合は開示の際に秘密である旨が示され、当該開示後10日以内にその内容を書面化のうえ秘密である旨を表記して提供された情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとする。また、甲及び乙は、この契約上の権利の行使及び義務の履行以外の目的の為に秘密情報を使用してはならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとする。

- (1) 相手方からの開示の時点で既に公知の情報
- (2) 相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報

- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 相手方から開示された情報と無関係に独自に作成した情報
- (6) 法令により開示することが義務づけられた情報

3 本条に定める甲乙それぞれの秘密保持義務の存続期間は、秘密情報が開示された日より2年間とする。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方に対する何らの通知、催促を要せず、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) この契約の何れかの条項に違反し、相当期間を定めて催告した後もその違反状態が是正されないとき
- (2) 支払停止、支払不能、債務超過に陥ったとき、強制執行、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、競売を受けたとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、私的整理（事業再生ADRを含む。）開始の申立てがあったとき
- (5) 監督官庁から営業の許可、登録の取り消し、又は停止処分を受けたとき
- (6) 営業の廃止若しくは変更、解散したとき、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
- (7) 第17条（暴力団排除条項）に違反したとき
- (8) 前各号の他、信用状態に不安を生じたと判断されたとき

2 前項各号のいずれかに該当する事由が生じた当事者は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について期限の利益を当然に喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を一括して支払わなければならないものとする。

3 本条に基づく解除は、甲又は乙が相手方の責によって生じた損害について賠償請求することを妨げるものではない。

(免責事項)

第12条 ストライキ、政府規制、暴動、戦争及び内乱等の非常事態並びに地震、台風及び洪水等の天災地変等の不可抗力的事由その他甲又は乙もしくは乙の再委託先の責に帰し得ない事由により、甲又は乙が本契約及び個別契約上の義務につき履行遅滞、不完全履行又は履行不能に陥った場合、当該甲又は乙はその責を負わないものとする。

(契約の解除)

第13条 乙が、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、何ら催告なく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責を負わない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（乙を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- (3) 乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（用途制限）

第 14 条 甲は、物品等の一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体として又はシステムの一部として以下の各号の用途に使用できない。

- (1) 原子力関連装置の直接制御での利用
- (2) 航空管制又は大量輸送機関での管制の為の利用
- (3) 生命維持装置

2 甲が前項の規定に違反したことにより生じた損害については、乙は、甲に対し一切の責任を負わない。

（輸出管理規制）

第 15 条 この契約は、米国又は欧州その他の国の輸出管理規制の規則に従い履行されるものであり、その履行に関して当該国の政府による許可が遅延し又は不許可の場合は、乙はこの契約の履行を延期し又はこの契約の全部若しくは一部を解除できるものとし、乙はこれによって生じた甲の損害について責任を負わない。

2 甲は、物品等の一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体として又はシステムの一部として輸出しないことに同意する。

（違約金）

第 16 条 甲は、乙の責めに帰すべく理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合において、当該超える金額について、甲による第 19 条に定めに基づく損害賠償の請求を妨げない。

3 乙は、第 13 条の規定により甲が契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かを問わず、購入代金の額の 100 分の 20 に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、甲が支払う必要がないと認めるときは、この限りではない。

4 甲は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、当該超える金額を第 19 条に定めに従い請求することができる。

（暴力団排除条項）

第 17 条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から通知があつたときは、相手方はこの契約を解除できるものとする。この場合において、解除により損害があつても、当該相手方に対しその損害の賠償を求めず、かつ、当該相手方に発生した損害を賠償するものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

- (2) 役員等（個人である場合にはその者、法人である場合にはその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降すべての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 2 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、甲又は乙は速やかに提出するものとする。

（遅滞損害金）

- 第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によって納期までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。
- 2 前項の遅滞損害金は、納期の翌日から起算し、物品等及び成果物の納入までの期間に応じ、1年につき契約金額の2.8パーセントに相当する金額とする。

（損害賠償）

- 第19条 この契約に基づく乙の損害賠償責任は、請求の原因の如何を問わず、甲に現実生じた直接損害に限定され、第2条に従い甲が乙に支払った契約金額を上限とし、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、責任を負わないものとする。

（危険負担）

- 第20条 物品等又は成果物の危険負担は、物品等又は成果物の納入完了時に、受注者から発注者に移転するものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

- 第21条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、この契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならない。

(費用の負担)

第 22 条 本件業務の履行に関し必要な費用は、別途甲乙で協議して定める場合を除き、乙の負担とする。

(補則)

第 23 条 この契約に定めるもののほか、疑義が生じたときまたは必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 24 条 前条の協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡市早良区百道浜 3-8-33
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理 事 長 梶 山 千 里

乙 (所在地)
(社 名)
(契約者職名 氏名)